

東京23区に在住
または通勤者が対象

雫石町 移住支援金



单身 移住で



60万円

世帯 移住で



100万円

子ども一人につき



100万円
を加算

①移住元要件

東京23区に在住、または東京圏(※条件不利地域を除く)に
在住して東京23区に通勤し、
その期間が、直近1年以上かつ過去10年のうち通算5年以上。



②移住後要件

次のいずれかに該当。※住民票の異動を伴う移住に限ります

01 県内企業への就職

- ・岩手県移住支援金対象法人の
対象求人で就業する
- ・内閣府のマッチング事業を
利用して専門人材
として就業する



02 テレワーカー

移住前の業務を
引き続き岩手で
テレワークで行う



03 起業する

起業支援金の
交付決定を受けて
起業する



04 関係人口

雫石町が定める
要件に該当する

裏面参照



▼令和7年度中に移住した方

転入後1年以内は申請可能です。
お問い合わせください。

▼本支援金の支給対象に該当しない県外在住の方

県外の在住期間が5年以上でかつ40歳未満の方は「**雫石町若者
U・Iターン支援金**」の支給対象となる可能性があります(新卒者
は5年未満でも支援制度あり)。要件をご確認ください。

お問合せ・申請先

雫石町 観光商工課 都市交流推進室

〒020-0595

岩手県岩手郡雫石町千刈田5-1

☎ 019-692-6499

✉ kouryu@town.shizukuishi.iwate.jp

制度の詳細については
こちらの雫石町のホームページから



要件に該当するか、まずはセルフチェック！

＼check！／



移住前の
状況

- ①東京23区内に在住 又は
②東京圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県を除く）
に在住し、東京23区内に通勤



移住前の
10年間

- ①②の期間が、移住する直前の
10年間のうち通算5年以上



移住前の
直近1年間

- ①②の期間が、移住する直前に
連続して1年以上

東京23区内の大学等へ通学し、
東京23区内の企業等に
就職した方は、通学期間も
対象期間として加算可能です。



3つすべてを☑した場合

移住前の要件を満たしています。

移住後の要件も満たすと支給対象となる可能性があります。



住民票を異動する直前に東京圏に
在住していることが要件であるため
最初に住民票の異動を伴い転入した
県内市町村だけが対象となります。



＼さらにcheck！／

18歳未満の子どもがいる世帯は子育て加算の対象となります。

18歳未満の子ども
1人につき

+100万円

※このチェックフローは簡易版であり、支給対象者であることを保証するものではありません。

よくあるご質問 Q&A



Q1 申請のタイミングを教えてください

A 移住（転入）後1年以内に、雫石町観光商工課へ申請してください。

Q2 移住支援金対象企業を教えてください

A 岩手の仕事・就職情報サイト「シゴトバクラシバいわて」に掲載されています。
1. 右記のQRコードから「移住支援金対象求人」ページにアクセス、勤務地などの項目にチェックをいれて検索してください。



シゴトバクラシバいわてHP

Q3 支給対象となる雫石町の「関係人口」要件を教えてください

- A 次に掲げる事項の**アからウまでのいずれかに該当し、かつ、エからキまでのいずれかに該当**すること。
- ア** 過去5年以内において、雫石町が主催する移住体験ツアーに参加経験を有すること。
 - イ** 七ツ森地域交流センター内のお試し住居を1週間以上、利用した者であること。
 - ウ** 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者であること。
 - エ** 農林水産業や文化・伝統工芸職に就職した者であること。
 - オ** 家業等へ就業した者（親元などの農業経営、店舗や町工場など）であること。
 - カ** 起業し、町内に事業所を設置した者であること。
 - キ** 町内事業所に週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業した者であること。

Q4 「雫石町若者U・ターン支援金」と重複受給はできますか？

A できません。

以下に該当する場合、支給された額の全額または半額を返還しなければなりません

全額返還：① 虚偽の申請等をした場合

② 移住支援金の申請日から3年未満に雫石町から転出した場合

③ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

④ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

半額返還：移住支援金の申請日から3年以上5年以内に雫石町から転出した場合

